

令和6年8月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第8回）議事録

1. 開催日時 令和6年8月16日（金曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

2番 小 松 健	13番 佐 藤 榮 一
3番 齋 藤 誠	14番 畑 山 留美子
4番 庄 司 和 夫	15番 佐 藤 喜 勝
5番 佐々木 亨	16番 佐々木 剛
6番 伊 藤 直 子	18番 加 藤 三 敏
7番 菅 原 文 克	19番 大 瀧 浪 雄
8番 板 垣 利 明	20番 佐々木 純 一
9番 三 浦 幸 夫	21番 小 野 晃 一
10番 吉 尾 麻 美	22番 豊 島 靖 喜
11番 巴 寛	24番 富 樫 公 一

4. 欠席委員（4名）

1番 佐 藤 崇	17番 伊 藤 剛
12番 佐 藤 源 樹	23番 真 坂 和 都

5. 議事日程第1号 令和6年8月16日（金曜日） 午後2時30分開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第51号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 5. 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 6. 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 8. 議案第55号 農地転用事業計画変更承認の件

第 9. 議案第56号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第10. 議案第57号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借
権設定の件

第11. 議案第58号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

第12. 議案第59号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につ
いて

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事 務 局 長 木 内 卓 朗 次 長 齊 藤 政 樹

次長兼農地班長 二 見 真 之
主査 齋 藤 身 子
主任（岩城庶務班） 池 田 健 人
主事（東由利庶務班） 石 渡 稔
主事（鳥海庶務班） 佐 藤 海 士

主席主査 佐々木 崇 嗣
主査（矢島庶務班） 田 口 達 也
主事（由利庶務班） 畠 山 秀
主査（西目庶務班） 巴 留美子

8. 総会議長
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員
8 番 板 垣 利 明
9 番 三 浦 幸 夫

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年8月5日公示招集されました、令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中20名であります。

1 番佐藤崇委員、1 2 番佐藤源樹委員、1 7 番伊藤剛委員、2 3 番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第51号から議案第59号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、8 番板垣利明委員、9 番三浦幸夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第４、議案第５１号「農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第５１号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第５１号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第５１号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５１号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第５、議案第５２号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第５２号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第５２号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第５２号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５２号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第６、議案第５３号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第５３号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第５３号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第５３号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５３号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第７、議案第５４号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第５４号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第５４号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第５４号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５４号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第８、議案第５５号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第５５号について、議案書に基づき朗読して変更内容を説明。今回の申請は、太陽光発電設備建築に係る権利の種類の変更であり、変更後の転用目的も変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められることや資金計画の面からも、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付けで変更承認することになる旨を説明する。

○議長

議案第５５号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第５５号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第５５号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５５号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第９、議案第５６号「農地法第４条第１項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第５６号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、都市計画法第８条第１項第１号に規定する準工業地域に指定されている第３種農地であること、また資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第５６号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、２０番・佐々木純一委員。

○２０番・佐々木純一委員

議案第５６号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第５６号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第５６号は、秋田県農業会議の意見聴取を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第５６号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５６号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第１０、議案第５７号「農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借

権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第５７号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第５７号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、３番・齋藤誠委員。

○３番・齋藤誠委員

議案第５７号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第５７号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第５７号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第５７号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５７号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第１１、議案第５８号「農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第５８号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面、申請地は、おおむね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第１種農地であり、原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、資金計画などの面からも農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、第１種農地であるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第５８号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、２０番・佐々木純一委員。

○２０番・佐々木純一委員

議案第５８号について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

議案第５８号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第５８号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第５８号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５８号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第１２、議案第５９号「農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第５９号１番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、令和元年に転用許可を受けたものの、許可後、事業者が事業撤退を決定したため、令和５年１０月に転用事業廃止報告書により事業廃止となり、再び農地として扱うことになったこと、申請地は雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第２条の農地に該当しない旨を説明する。

２番についても、申請地は雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第２条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第５９号１番と２番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、３番・齋藤誠委員。

○３番・齋藤誠委員

議案第５９号１番と２番について、調査日時、現地調査出席者を述べ、１番・２番ともに現地は、長年にわたり耕作された様子がなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況のため、農地

に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第59号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。ソーラー発電設備などの転用で非農地でなく、4年間土地を管理されていないことにより荒廃したため非農地の申請となっているが、周辺農地への問題は無いものか。

○議長

事務局。

○事務局

過去に周辺農地への影響は無いものとして転用許可を受けた土地で、周辺農地への影響は無いと判断されます。

○5番・佐々木亨委員

転用許可を受けた土地は周辺に影響がないよう管理されるが、今回は原野化状態により非農地判断を行うこととなっており、周辺農地への影響が懸念される。現地を見たことはないが、すぐ近くに営農している圃場、畑などの影響は無いのか。

○事務局

隣接地は休耕地となっています。周辺は山林や雑種地で、団地の端に位置しており、周辺農地への影響は少ないと判断されます。

【18番・加藤三敏委員手を挙げる】

○議長

18番加藤三敏委員。

○18番・加藤三敏委員

18番加藤です。申請は、土地の所有者から出されたのですか。

○議長

事務局。

○事務局

はい。所有者からの申請です。

○18番・加藤三敏委員

許可を得てから4年以上経過しているが、その間、農業委員会として何らかのアクションをしたのか。

○議長

事務局。

○事務局

4年間という長い期間が経過はしているが、その途中で事業者の違反転用が発覚し、県と協議をしながら事業者とやりとりしてきた期間がある。追認できる見込みもあったため、結論が出るまでは農地ではなく転用許可を受けた土地として取り扱ってきたが、今年4月に「許可取消」処分となったことは皆さんご承知のことと思います。

【14番・畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

14番畑山留美子委員。

○14番・畑山留美子委員

太陽光パネルでは問題が多い。個人的な意見として、独自の検査、チェック体制を持たなくてはと考え、農業委員会としても考えていくことを検討してもらいたい。

○議長

事務局。

○事務局

畑山委員が懸念されているとおり、様々な問題が発生していることから、事務局としても太陽光発電の転用事案については、数年前と比較をしてより精査をしている状況です。今後、事務局として取扱いを検討していきたいと考えるし、皆様にご意見を伺うこともあるかもしれない。お示しできる内容がまとまればお知らせいたします。

【6番・伊藤直子委員手を挙げる】

○議長

6番伊藤直子委員。

○6番・伊藤直子委員

6番伊藤です。太陽光パネルの会社が倒産した場合、撤去はどうなるのか。調べて教えてほしい。

○事務局

倒産した場合の詳細は把握していないため、調べて報告します。

○議長

6番・伊藤委員の意見は要望ですか。

○6 番・伊藤直子委員

はい。要望です。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第59号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時10分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

板 垣 利 明

議事録署名委員

三 浦 幸 夫